

平成25年7月10日  
総合支所  
産業政策部  
地域福祉部

## 生活困窮者対策としてのハローワーク就労支援ナビゲーターの配置について

### 【付議の要旨】

平成25年度より国が開始した「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、生活保護受給者を含む生活困窮者の就労支援機能として就職支援ナビゲーターを配置し、三軒茶屋に設置を予定している「(仮称)生活困窮者自立相談支援センター」との連携と併せ就労支援強化を図る。

### 1 現状と課題

区では、これまでに就労支援専門員を各支所に配置すると共に、ハローワークの巡回相談事業の活用を図り、自立支援の成果をあげてきたが、その後も生活保護受給者数が急増し続ける中で、就労を中心とした生活支援の重要性が高まっており、区では新たな就労支援プログラムの充実に向けた検討を進めるべく、領域横断的な関係部署や庁外の関係機関等を含めた検討会を立上げ、検討を進めている。

こうした中で、就労可能な若年者の生活保護受給者数の増加傾向が明らかとなってきており、生活保護受給開始前より早い段階での就労支援の必要性や、生活保護受給者の早期脱却、更には保護廃止者の継続支援の観点から、福祉事務所とハローワークのより一層の連携が課題となっている。

### 2 取り組み内容

#### 1) 実施方法

区が行う生活困窮者を対象にした、ハローワークの就職支援ナビゲーターの配置による一体的就労支援業務の実施を国に提案し、区とハローワークによる運営協議会を設置し、業務内容、実施体制、連携方法等一体的な業務運営事項を定めた協定を締結し、当該協定に基づき実施する。

#### <就労支援ナビゲーター>

厚生労働省の非常勤職員で、福祉事務所との連携のもと、支援対象者との面接を通じ、早期就労のための就労支援プランを策定し、個別求人開拓による職業相談を行うなど、一貫した就労支援を実施する。

勤務体制 20日勤務/月 1名体制

機器設置 就労支援ナビゲーター事務用端末1台、自己検索性端末1台設置

#### 2) 配置

国の方針では、生活困窮者対策として、就労支援ナビゲーターを配置する場合は福祉事務所内(1区市あたり1箇所)としていることから、調整の結果、砧総合支所生活支援課に配置する。

#### 3) 対象とする区民(と いずれも地域を限定しない。予約制を想定)

生活保護及び住宅支援給付等福祉サービス受給者

若年求職者等の福祉施策への相談・申請段階にある生活困窮者

#### 4) 主な業務

生活困窮者就労支援業務及び職業相談・職業紹介業務

主に A 類型を対象とした生活困窮者の就労支援に関する全区的コーディネート機能

A 一般支援対象者	本人に一定の意欲や能力が見込まれることから、ハローワーク等による一般の就労支援プログラムを活用する者。
B 重点支援対象者	長期間のブランクなどがあり、就労意欲喚起やカスタマイズされた就労情報の提供等の個別支援が必要となる者
C 就労困難ケース	長期入院等により、少なくとも当面は就労が困難なケース

#### 5) 実施開始時期

平成 25 年 12 月以降、国や関係部署との調整が整い次第事業開始予定。

### 3 本事業における達成のメリット

- 1) ハローワーク機能が区内の東西に設置されることに伴い、若者をはじめとした、区民の求職活動に向けてのサービスの地理的利便性が図れる。
- 2) 区とハローワークとの定期的な運営協議会の開催のもと、双方の各種支援メニューを有効に活用し、生活困窮者に対しきめ細かな就労支援が可能となる。

### 4 所要経費等

#### 1) 基本的な考え方

本事業は、区とハローワークによる協定に基づき実施する。人件費や求人情報サーバー等の機器費用、工事費用は国の負担により行う。また、区の要請に基づく事業であることから、光熱水費等については国に負担を求めないものとする。

#### 2) その他区が負担する所要経費

電源用工事費用やサーバー格納用ラック購入費等 700 千円  
地域福祉部予算にて対応する。

### 5 個人情報等の取扱い

- 1) 区、国とも公務員としての個人情報保護を前提としつつも、本人に対する包括的な同意を得ながら必要な連携、つながりを行う。
- 2) ハローワークの情報端末とシステム内情報については全てハローワークが管理するものとする。

### 6 就労支援プログラムの中での位置づけ

既存の機能や各総合支所生活支援課との連携手法、既存の生活支援専門員機能などの機能の組み換えなどについては、引き続き庁内に設置した「世田谷区生活困窮者に対する就労支援に係る検討会」の中で詳細検討を進め、就労支援プログラムの充実強化を図る。

### 7 今後の想定スケジュール

平成 25 年 6 ~ 7 月 ハローワークとの事業内容の調整  
平成 25 年 7 月 10 日 政策会議  
平成 25 年 7 月 30 日 福祉保健常任委員会報告  
平成 25 年 10 月以降 ハローワークとの運営協議会開催 (協定締結)  
平成 25 年 12 月以降 窓口開設

### 8 参考資料

ハローワークとの一体事業に係る協定書 (参考例)・・・参考資料 1  
上記事業に係る提案書 (参考例)・・・参考資料 2